

令和4年6月23日

川西市議会議長

久保義孝様

総務生活常任委員長

磯部裕子

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和4年6月14日）

1. 議案第48号 化学消防車の買入れについて

議案の概要

本案は、南消防署久代出張所に配備している化学消防車が、令和4年度をもって購入後17年が経過し、更新時期が到来するため、新たに買入れようとするもの。

質疑の概要

問 現在使用している化学消防車の走行距離や修繕の状況、当該車両の処分方法について伺いたい。また、今回購入する車両について、新たな機能など、その特徴についてもあわせて伺いたい。

答 当該車両の走行距離は8353キロメートルで、これまで30件の修繕を行っている状況である。

また、当該車両は走行距離が8000キロメートル強であるものの、放水作業時にエンジンを高回転させるためエンジンの消耗が激しいことや、車両に使用されている部品の入手が困難になってきていることに加え、消火活動の際に薬剤を使用するため水槽の腐食が激しいことなどから、廃車することを予定している。

答 今回新たに購入する車両は、現在使用している車両に比べて水槽の容量が1.5倍となることをはじめ、コードレスリモコンで遠隔操作が可能な高機能放水銃や風向風速の観測装置を搭載するなど、消火能力の向上を図っている。また、キャビンのハイルーフ化による車内作業環境の向上が見込まれるとともに、最新の排ガス規制や衝突安全基準も満たすなど、車両性能についても向上している。

問 納入期限が間に合わないことを理由として入札辞退している業者も見受けられ、昨今の社会経済情勢に鑑みると、発注車両が期限までに納入できない事態も懸念されることから、これらに対する市の見解を伺いたい。

答 入札前に業者からも納期についての相談があり、今回の契約では、納入期限を令和5年1月31日と定めているものの、世界的な製造部品の不足等の影響を踏まえ、ただし書きで納入期限の遅延について了承する旨も明記し、その都度、納入業者と協議することとしている。

問 契約案件については、各部署と契約検査課が連携し、有効な税金の用途を検討することが市に求められるものと考えことから、特に今回のような特殊車両の購入に係る契約における市の考え方のほか、指名競争入札とした理由を伺いたい。

<p>答 消防自動車は、日本消防検定協会の検定を受ける必要があるため、その旨を仕様書に記載するとともに、納入業者の技術面も確実に把握した上で、適切な買い入れを行っている。</p> <p>答 消防車両を取り扱う業界では一般競争入札が浸透しておらず、市が掲載した入札案件の公募が見逃されて入札参加業者が少数となる懸念があったことから、今回、市の登録業者で、自治体への消防車両の納品実績がある者の中から指名競争入札を行うことで、一定の競争性を確保したものである。</p>
<p>特記事項</p> <p>配付資料あり（ 1 入札結果について ほか）</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

2. 議案第49号 高規格救急自動車の買入れについて

<p>議案の概要</p> <p>本案は、南消防署に配備している高規格救急自動車が、令和4年度をもって購入後8年が経過し、更新時期が到来するため、新たに買い入れようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 今回の契約に当たっては指名競争入札を行っているが、予定価格を事前公表していないにもかかわらず契約金額が合わないことを理由とする入札辞退も見受けられる。本件のような契約については、より有利な条件で購入するために、業者の指名方法をはじめ入札方法を絶えず改善していく努力が必要であると考え、市の見解を伺いたい。</p> <p>答 高規格救急車の契約については、過去には車両メーカー2者で入札していた時代もあり、その後、救急車に搭載する医療機器を取り扱う業者も含めて入札を行うなど、試行錯誤しながら入札を実施してきている。現在、入札審査委員会で議論しながら入札方法を決定しているが、今後、車体と医療機器を分離して入札するなど、他自治体の先進事例も参考にしながら、さまざまな角度から検討を加えていきたい。</p> <p>問 現在使用している車両は購入後8年が経過するとのことであるが、当該車両のこれまでの走行距離等の使用状況や今後の取り扱いについて伺いたい。</p> <p>答 当該車両の走行距離は約17万キロメートルであるが、救急資器材を稼働させるために、出勤時間中はエンジンを止めることができないことから、エンジン等は通常の車両に比べて著しく消耗しているものと考えている。今後、当該車両は定期的な保守点検等を行いながら、予備救急車として使用する予定であり、現在の予備車は廃車する予定である。</p>

<p>問 現在使用している予備車は廃車するとのことであるが、近年多発している災害等の影響により、救急自動車の出動要請が増加する懸念がある。そこで、救急車両の保有台数を増加させる必要があると考えるが、市の見解を伺いたい。</p> <p>答 本市では、令和7年度に救急隊を1隊増隊し、救急自動車の保有台数は6台とする予定である。これにより国が定めた消防力の整備指針の基準を満たすことから、その後については、人口の増減等を考慮しながら、適切な市民サービスを提供できるよう隊の数を確保していきたい。</p>
<p>特記事項</p> <p>配付資料あり（1 入札結果について ほか）</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

3．議案第52号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、職員を派遣することができる団体の名称が「一般財団法人川西市都市整備公社」から「一般財団法人川西市まちづくり公社」に変更されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 当該法人の名称変更が令和4年4月1日付で行われているにもかかわらず、議案の提出が今期定例会となっている理由や、当該法人への職員の派遣が既に行われていることについて問題はないのか、市の見解を伺いたい。</p> <p>答 当該法人の名称変更は令和4年3月30日の評議員会において決定され、その後、法務局への登記手続の完了を待って今期定例会に条例改正案を提出したものである。</p> <p>また、職員の派遣手続については、4月1日付で旧名称である「一般財団法人川西市都市整備公社」へ派遣した形になっており、協定書等の修正は必要であるものの、現段階において特に問題は生じていない。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

4．議案第53号 川西市税条例等の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、地方税法等の一部を改正する法律の制定等に伴い、専決処分により年度末に条例改正を行った項目以外について、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
--

質疑の概要

問 今回の改正では、川西市税条例の第33条第4項及び第6項において、「この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。」という文言が削除されている。「市長が認めるとき」は特別な理由が生じたときに必要であると考えが、今回削除した理由について伺いたい。

答 これまで、確定申告を行った場合であっても、本人の判断により市民税の申告については確定申告を行わなかったものとみなして課税計算をすることを可能としていたが、今回の改正により、確定申告を行った場合は、住民税についても確定申告と同等の申告をしたものとみなすことになったことから、当該文言については削除されたものである。

問 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に係る規定が削除されているが、その理由を伺いたい。

答 当該制度については、令和2年12月末までとしていた住宅借入金等特別控除の期間について、同3年12月末に延長したものであったが、今回の税制改正で、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除が令和3年12月末から同7年12月末に延長されたことに伴い、当該規定については削除されたものである。

特記事項

配付資料あり（川西市税条例等の一部を改正する条例案要旨）

議案質疑資料あり（1．変更箇所の新旧対照について）

審査結果 原案可決（全員賛成）

- 5．議案第54号 川西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び川西市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、公職選挙法施行令の改正に伴い、本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を同施行令に準じた額に引き上げるため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 今回の公職選挙法施行令が改正された要因について、市としての見解を伺いたい。

答 国会で審議された内容について詳細を把握しているわけではないが、近年における物価変動等を考慮したことが大きな要因であると考えている。

特記事項

議案質疑資料あり（１．変更箇所の新旧対照について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

6．議案第59号 令和4年度川西市一般会計補正予算（第2回）

議案の概要

第1表 歳入の全部。歳出第2款総務費。第7款商工費。

第2表 繰越明許費補正

第4表 地方債補正

質疑の概要

第1表 歳入

問 （仮称）黒川里山センター整備事業費市債が3000万円追加されているが、木材や鋼材等の建築資材の価格上昇が著しい昨今の社会情勢等を踏まえ、今後の見通しや契約後の価格上昇に対する対応等について、市の見解を伺いたい。

答 木材や鋼材の価格については昨年度から上昇傾向が続いており、最新の状況を把握した上で工事を発注するよう努めているところである。また、請負契約締結後の当該建築資材の価格上昇への対応については、請負業者と十分な協議を行うと契約で定めるとともに、国土交通省からも十分協議するよう指示があることから、配慮しながら工事を進めていきたいと考えている。

同 歳出

第2款 総務費

問 戸籍事業において、戸籍情報システムの改修費として委託料に1716万円が追加されているが、その内容の詳細について伺いたい。

答 国が構築する戸籍情報連携システムと市町村の戸籍情報システムが、令和6年3月を目途にネットワークで接続され、本籍地以外の戸籍情報の参照が可能となる運用が開始されることに伴い、必要なシステム改修を行うものである。

第7款 商工費

問 観光推進事業において、黒川里山センターの整備費用として工事請負費3000万円を追加しようとしているが、補正額の積算根拠や工期への影響等について伺いたい。

答 今回の補正予算は木材及び鋼材の価格上昇に伴うものであり、木材については8月までの価格上昇率を見込み、諸経費や税額を含めて約1300万円増を見込んで

いる。同様に、鋼材については、諸経費や税額を含めて約1700万円増を見込んでおり、合計で3000万円の追加補正となったものである。

答 現段階において、木材、鉄鋼の価格上昇は見受けられるものの、納品が遅延するといった状況はなく、工期について大きな影響はないと考えている。

問 黒川里山センター整備工事に係る入札が不調となったことに伴い、竣工が当初の予定から3カ月遅れることとなった。同センターは避難所としての機能を有しているため、地元住民からの期待は大きいと考えるが、竣工が遅れることについて地元住民への周知や、今後の市の対応について伺いたい。

答 同センターの竣工が当初の予定から遅れることについては、地元住民に書面を全戸配布しているとともに、入札後、工事業者が決定した際には、改めて説明会を開催したいと考えている。

また、地域の避難所としては、同センターが竣工するまでの間の一時避難所を地元で整備されているが、対応が困難となった場合には、適宜、協議しながら対応していきたいと考えている。

第2表 繰越明許費補正

なし

第4表 地方債補正

なし

特記事項

配付資料あり（黒川里山センター整備工事に係る補正予算について）

審査結果 原案可決（全員賛成）

7. 請願第7号 黒川小学校保存に関する請願書

請願の趣旨

旧黒川小学校は、2009年度に兵庫県の景観形成重要建造物に指定されており、南北校舎が一体として保存されることにより、明治から昭和にかけての日本の山村地域での教育・文化の歴史を肌で学ぶことができると考える。南校舎は、敗戦後の1946年に国民が落胆している中で建設された校舎であり、当該校舎には、国の再建のためには未来を担う子供たちへの教育が大切だという先人たちの熱意を感じ、建物が現存しているからこそ、そこで遊び、学んでいた子供たちの状況を豊かに想像することができ、今日の日本を築く原動力を育ててきた昭和の教育・文化の大切さと、その変遷をより深く理解すること

ができると考える。

黒川は、日本一の里山でありながら公共交通が確保され、他地域にはない有利さを保持しており、豊かな自然の中、明治・昭和の教育文化を象徴する「旧黒川小学校」、そして自然を体験する「黒川里山センター」は、黒川の将来に大きな役割を果たすと考える。老朽化により維持管理の費用がかかることについては理解するものの、一度壊してしまえば再建することはできないため、旧黒川小学校の南北校舎が現状に大きな変更なく維持管理されるよう請願する。

特記事項 請願者の発言申出による趣旨説明あり

審査結果 継続審査（賛成多数）